

環境メールマガジン(第43号)

発行日：令和6年2月8日
発行元：野洲市環境経済部環境課
「野洲市事業所環境保全推進事業」
電話：077-587-6003

野洲市では、平成21年度より「**野洲市事業所環境保全推進事業**」を推進しています。

この事業の一環として、市内事業所の環境担当者が、環境関連法令の制定・改正や環境管理の技術等
を取得されて、環境関連法令の遵守や事業所周辺の環境保全等に積極的に取り組んで頂いております。

本号では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法 通称:PRTR法)について、要約を紹介します。事業所の環境担当においては、事業者内で適用の有無を点検して頂き、法規制遵守の確認をして頂きますようお願いいたします。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

平成12年3月30日に施行され、今回の改正は、令和3年10月20日に公布されました。(令和5年4月1日施行)

下記に改正の概要を説明します。

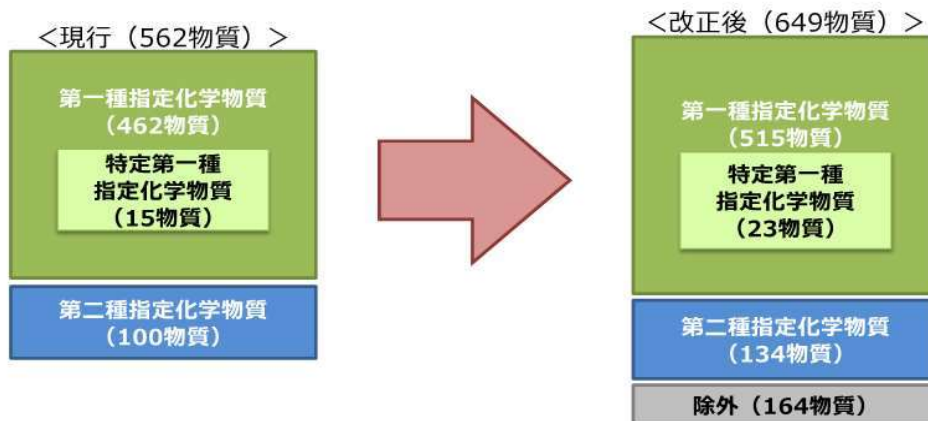
1. 今回の改正の概要は次の通りです

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
 - PRTR制度とSDS制度の対象となる**第一種指定化学物質**は**515物質**
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
 - SDS制度のみの対象となる**第二種指定化学物質**は**134物質**。
- 公布日：令和3年10月20日(水)、施行日：令和5年4月1日(土)※
※PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施

PRTR制度：化学物質排出・移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

SDS制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報(安全データシート)の提供に関する制度 (Safety Data Sheet)



*1 第1指定化学物質とは、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在する物質

*2 特定第1指定化学物質とは、第1指定化学物質のうち、特に発がん性等が認められる物質

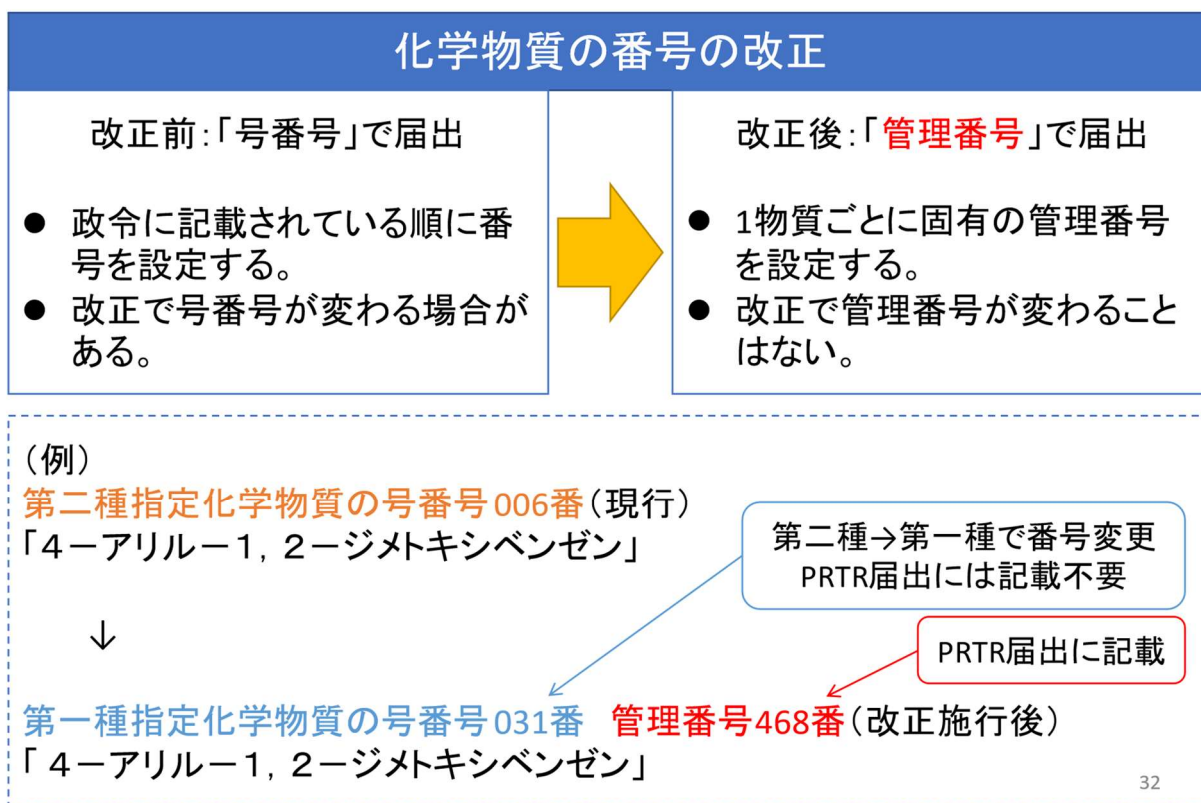
*3 第2種指定化学物質とは、人や生態系への有害性があり、今後環境中に広く存在するようになると見込まれる物質

2. 対象物質の排出・移動量の把握

改正後の対象物質の排出・移動量の把握は、令和5年度から、届出は、令和6年度から実施になります。

3. 化学物質の番号の改正

改正前は、「号番号」で届出が、改正後は「管理番号」で届出になります。



4. 用語の説明:(法2.2条、法2.3条)

* 第1種指定化学物質 515物質 (法律を参照下さい)

- ・人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在する(暴露性がある)と認められる物質で、施行令別表1の515物質
- ・揮発性炭化水素:ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物:ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・金属化合物:鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、有機スズ化合物
- ・オゾン層破壊物質:CFC、HCFC等
- ・その他:石綿等

* 第 2 種指定化学物質 134 物質(法律を参照下さい)

- ・第 1 種指定化学物質と同様の有害性があるが、暴露性はそれより低いと見込まれる物質

* 特定第 1 種指定化学物質 (_____ が今回追加された物質)

- ・第 1 種指定化学物質 515 物質のうち、下記の 23 物質が指定されている

アセトアルデヒド、石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン(別名 塩化ビニル)、ダイオキシン類、3, 3-ジクロロ-4, 4-ジアミノジフェニルメタン、1, 2-ジクロロプロパン、トリクロロエチレン、トルイジン、鉛及びその化合物、ニッケル化合物、ビス(トルプチルスズ)＝オキシド、砒素及びその無機化合物、1, 3-ブタジエン、2-プロモプロパン、ヘリリウム及びその化合物、ペンジリリン＝トリクロリド、ベンゼン、ペンタクロロフェノール、ポリ塩化ビフェニル、ホルムアルデヒド

5. 排出量等の把握及び届出:(法 5 条、法 6 条)

- ・第 1 種指定化学物質等取扱者は、事業活動に伴う第 1 種指定化学物質の排出量及び移動量を事業所ごとに把握し、前年度の排出量及び移動量を毎年 6 月 30 日までに都道府県知事を経由して主務大臣に届けること
- ・1 年間に取扱う第 1 種指定化学物質の排出量及び移動量が年間 1 トン以上及び特定第 1 種指定化学物質の排出量及び移動量が年 0.51 トン以上の事業者が対象

6. SDS の提供:(法 14 条)

- ・指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を他の事業者に譲渡するときは、その時まで、相手に対し物質の性状及び取扱いに関する情報(SDS)を、文書、ファクス、電子メール、ホームページ等で、相手方が承諾した方法で提供すること。
- ・情報(SDS)の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の情報を提供するように努めること。

7. 罰則:(法 24 条)

- ・PRTR届出をせず、又は虚偽の届出及び経済産業大臣によるSDSに関する聴取に対し報告をしない、又は虚偽の報告をしたものは 20 万円以下の過料

なお、第 1 指定化学物質、特定第 1 指定化学物質、第 2 種指定化学物質については、経済産業省の下記のページで確認できます。

令和3年 10 月の政令改正による対象化学物質の変更について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

参考:PFOSについて(ピーフォス)

- ・第 1 種指定化学物質の 396 ベルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)別名PFOSは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)により、現在は、製造及び輸入等が禁止されており、現在は、主に過去に製造されたPFOS等を含む泡消火薬剤の形で貯蔵施設に残存しています。水質汚濁防止法でも令和 5 年 2 月 1 日に改正され、PFOSが指定物質に追加されました。PFOSは、PFOS、PFOAの総称です。このため、消火活動により、PFOS等を含む消火剤の使用に伴って公共用水域等への泡消火剤の排出が確認される場合は、関係地方公共団体への、情報提供が求められています。